

2016年1月13日 全10頁

法律・制度 Monthly Review 2015. 12

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 12月の法律・制度に関する主な出来事と、12月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 12月は、金融庁がいわゆるD-SIBsとして国内大手4社の指定を公表したこと（4日）、全国証券取引所が上場株式の売買単位の100株単位への移行期限を決定したこと（17日）、「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定されたこと（24日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

◀ 目 次 ▶

○12月の法律・制度レポート一覧	2
○12月の法律・制度に関する主な出来事	3
○1月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
資本バッファの告示	6
○レポート要約集	8
○12月の新聞・雑誌記事・TV等	10
○12月のウェブ掲載コンテンツ	10

◇12月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1日	なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第14回～情報連携(情報提供ネットワークシステム) の仕組み～	鳥毛 拓馬	税制	4
2日	資本バッファの告示 ～【金融庁告示】D-SIBsのリストと バッファの水準は未定～	鈴木 利光	金融制度	8
7日	D-SIBsのリストとバッファ水準の指定 ～【金融庁告示】4社に0.5%のバッファを 2016年から段階的に賦課～	鈴木 利光	金融制度	3
11日	法律・制度 Monthly Review 2015.11 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	12
21日	100株単位移行、2018年10月1日が期限 ～売買単位の統一へ～	横山 淳	金融商品 取引法	4
24日	CGコード開示の動向① 「コンプライ・オア・エクスプレイン」の現況 ～“comply or explain” : that is the question～	横山 淳	金融商品 取引法	19

◇12月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
4日	<p>◇金融庁、「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）」および「国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）」の指定を公表。G-SIBs に三菱 UFJ・みずほ・三井住友の各フィナンシャルグループ、D-SIBs に三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、大和証券グループ本社、野村ホールディングスをそれぞれ指定。</p> <p>◇金融安定理事会（FSB）、気候変動金融商品の開示に関するタスクフォースを設置。</p>
7日	<p>◇FSB の開示強化タスクフォース（EDTF）、「予想信用損失に関する銀行の開示の報告書」等を公表。</p>
9日	<p>◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS 第4号「保険契約」の修正案を公表（コメント期限は2月8日まで）。</p>
10日	<p>◇企業会計基準委員会（ASBJ）、企業会計基準適用指針公開草案第55号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針（案）」を公表（コメント期限は2月10日まで）。</p> <p>◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、第二次市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」を公表（コメント期限は3月11日まで）。</p>
11日	<p>◇金融庁、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリストを更新。受入れを表明した機関投資家の総数は201となる（前回より4増加）。</p> <p>◇金融庁、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制について、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」および「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正案に対する再意見募集等を公表（意見提出期限は1月12日まで）。</p> <p>◇米証券取引委員会（SEC）、登録したファンドや事業開発会社の新しいデリバティブルールを提案（コメント期限は90日後まで）。</p> <p>◇欧州証券市場監督局（ESMA）、MiFID II の ITS（implementing technical standards）案の最終報告の第3弾を公表。</p>
14日	<p>◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正。NISA、ジュニア NISA および J-IRISS（日本証券業協会の内部者登録・照合システム）に関する改正を行うもの。</p> <p>◇日本公認会計士協会（JICPA）、業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の公開草案を公表（意見提出期限は1月15日まで）。</p> <p>◇金融庁、FinTechに関する相談・情報交換窓口「FinTech サポートデスク」を設置。</p>
15日	<p>◇日本証券業協会、NISA およびジュニア NISA に関する Q&A を改訂。</p> <p>◇金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正案を公表（意見提出期限は1月14日まで）。</p>
16日	<p>◇自由民主党・公明党、「平成28年度税制改正大綱」を発表。消費税の軽減税率制度の導入、法人税率の引下げおよびインボイス制度の導入等の改正。</p> <p>◇最高裁判所、2つの憲法訴訟の判決を下す。夫婦別姓規定については合憲、再婚禁止期間規定については一部（100日を超える部分）違憲とした（損害賠償請求についてはいずれも認めず）。</p>
17日	<p>◇全国証券取引所、株式の売買単位の100株への移行期限について、2018年10月1日とすることを決定。</p> <p>◇バーゼル委、市中協議文書「ステップイン・リスクの特定と評価」を公表（コメント期限は3月17日まで）。</p> <p>◇IASB、IFRS 第10号「連結財務諸表」および IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正基準の発効日の延期を公表。</p> <p>◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、監査の品質の向上に向けた基準設定のため、「職業的懐疑心、監査の品質向上及びグループ監査の焦点」へのコメント募集開始（コメント期限は5月16日まで）。</p>

	<p>◇ESMA、MiFID IIの「(投資企業の)知識と能力の評価に関するガイドライン」の最終報告を公表。</p> <p>◇BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI) および証券監督者国際機構 (IOSCO) 代表理事会、市中協議報告書「固有商品識別子の調和」を公表 (コメント期限は2月24日まで)。</p>
18日	<p>◇バーゼル委、「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」を公表。</p> <p>◇日銀、金融機関から買入れた株式の売却完了期限を2026年3月末まで延長。</p>
21日	<p>◇国際会計士倫理基準審議会 (IESBA)、公開草案「職業会計士の倫理規定の構成改善—フェーズ1」および「倫理規定におけるセーフガードの改訂案—フェーズ1」を公表 (コメント期限はそれぞれ4月18日、3月21日まで)。</p> <p>◇財務会計基準審議会 (FASB)、金融商品の認識 (計上) と測定 (評価) に関する新基準を2016年1月第1週に発行する旨を公表。</p> <p>◇IOSCO、「2015年 クラウドファンディングに関する調査結果報告書」及び「クラウドファンディングの規制に関するステートメント」を公表。</p>
22日	<p>◇金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」および「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」、報告書を公表。</p> <p>◇JICPA、「公認会計士監査の信頼回復に向けて」と題する会長声明を公表。</p> <p>◇ESMA、MiFID IIの「クロスセルの実務に関するガイドライン」を公表。</p> <p>◇IOSCO、最終報告書「大規模な市場仲介業者における信用力評価及び外部格付の利用に関するサウンド・プラクティス」を公表。</p> <p>◇IOSCO、最終報告書「取引所等において電子取引システムのリスクを効果的に管理し、事業継続を計画するためのメカニズム」および「市場仲介業者の事業継続及び復旧計画」を公表。</p> <p>◇SEC、トランスファー・エージェント (Transfer Agent) 規制の改正について、規制案制定事前通知を発出すると共にパブリックコメント募集のため改正案の概要を公表 (コメント期限は60日後まで)。</p>
24日	<p>◇「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定される。</p> <p>◇金融庁、「平成28年度税制改正について—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—」を公表。</p>
28日	<p>◇財務省、「マイナンバーの記載を省略する書類の一覧 (案) (マイナンバー記載の対象書類の見直し) について」を公表。</p> <p>◇ASBJ、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表。</p>
29日	<p>◇「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」、中間報告書を公表。短縮化 (T+2 化) の実施目標時期を「2019年中のなるべく早い時期」とした。</p>

◇1月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇NISAの年間投資限度額が拡大(年100万円→120万円) ◇公社債税制の抜本改正(申告分離課税化、上場株式等との損益通算など)の施行。 ◇割引債の税制が発行時源泉分離課税(税率18.378%)から償還時源泉徴収(税率20.315%)に改正。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度(いわゆるマイナンバー)の利用開始。
	3月31日	◇連結財務諸表(通期)について、修正国際基準(JMIS)の適用が可能に。
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大(所得割は縮小)。 ◇国境を越えた役務の提供(芸能・スポーツ等)への消費課税見直し。 ◇ジュニアNISAの創設(正式な申し込み開始は2016年1月1日から)。 ◇労働者301人以上の企業について、女性の活躍推進に向けた事業主行動計画の策定を新たに義務づけ。 ◇「行政不服審査法」の一部改正法が施行。 ◇「不当景品類及び不当表示防止法」の一部改正法が施行。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、現行の30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。 ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続(いわゆる日本版クラスアクション)制度が開始。
2017年 (H29)	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	1月	<ul style="list-style-type: none"> ◇国の機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始(予定)。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始(予定)。
	3月15日	◇個人番号(マイナンバー)を記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度(8%)の導入(予定)。 ◇繰越欠損金の使用制限を強化(当期所得の65%→50%)。 ◇欠損金の繰越期間の延長(9年→10年)。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始(予定)。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金への個人番号(マイナンバー)の紐づけ開始。
	9月30日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係る告知の経過措置が終了。既存の証券口座等についても、この日までに個人番号(マイナンバー)の告知が必要となる。

※原則として、12月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載している。今回新規に追加したものは太字で記載。

◇今月のトピック

資本バッファの告示

～【金融庁告示】D-SIBs のリストとバッファの水準は未定～

2015年12月2日 鈴木 利光

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151202_010386.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 資本保全バッファ：段階的实施

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
普通株式等Tier 1の最低所要水準	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
普通株式等からの段階的控除（繰延税金資産、 モーゲージ・サービシング・ライツ及び金融機関に対 する出資を含む）		20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier 1最低所要水準	4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総資本最低所要水準	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
資本保全バッファ				0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株式等Tier 1の最低所要水準+資本保全バッファ	3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
総資本最低所要水準+資本保全バッファ	8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%

(注) 全ての日付は3月31日時点

(出所) 告示改正及び金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 カウンター・シクリカル・バッファ：段階的实施

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
普通株式等Tier 1の最低所要水準	3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
普通株式等からの段階的控除（繰延税金資産、 モーゲージ・サービシング・ライツ及び金融機関に対 する出資を含む）		20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier 1最低所要水準	4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
総資本最低所要水準	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
資本保全バッファ				0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株式等Tier 1の最低所要水準+資本保全バッファ	3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
総資本最低所要水準+資本保全バッファ	8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
カウンターシクリカル資本バッファ				0~0.625%	0~1.25%	0~1.875%	0~2.5%

(注) 全ての日付は3月31日時点

(出所) 告示改正及び金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 資本バッファー：社外流出制限（単体・連結共通）

		例) 普通株式等Tier 1比率 (最低所要水準4.5% + 資本保全バッファー)				社外流出制限	
		本則 (2019年3月31日～)	経過措置 (2018年3月31日～ 2019年3月30日)	経過措置 (2017年3月31日～ 2018年3月30日)	経過措置 (2016年3月31日～ 2017年3月30日)	制限割合 (* 調整税引後利益)	制限措置
資本バッファー 非対象区分	最低資本バッファー比率以上	7.0% 以上 【資本保全バッファー 2.5% 以上】	6.375% 以上 【資本保全バッファー 1.875% 以上】	5.75% 以上 【資本保全バッファー 1.25% 以上】	5.125% 以上 【資本保全バッファー 0.625% 以上】	0%	-
資本バッファー 第一区分	資本バッファーの第4四分以内 【最低資本バッファー比率の3/4 以上 最低資本バッファー比率 未満】	6.375% 以上 7.0% 未満	5.90625% 以上 6.375% 未満	5.4375% 以上 5.75% 未満	4.96875% 以上 5.125% 未満	40%	社外流出制限計画 (資本バッファー 比率を回復するた めに合理的と認め られる改善計画) の提出の求め及び その実行の命令
資本バッファー 第二区分	資本バッファーの第3四分以内 【最低資本バッファー比率の1/2 以上 最低資本バッファー比率の3/4 未満】	5.75% 以上 6.375% 未満	5.4375% 以上 5.90625% 未満	5.125% 以上 5.4375% 未満	4.8125% 以上 4.96875% 未満	60%	
資本バッファー 第三区分	資本バッファーの第2四分以内 【最低資本バッファー比率の1/4 以上 最低資本バッファー比率の1/2 未満】	5.125% 以上 5.75% 未満	4.96875% 以上 5.4375% 未満	4.8125% 以上 5.125% 未満	4.65625% 以上 4.8125% 未満	80%	
資本バッファー 第四区分	資本バッファーの第1四分以内 【最低資本バッファー比率の1/4 未満】	4.5% 以上 5.125% 未満	4.5% 以上 4.96875% 未満	4.5% 以上 4.8125% 未満	4.5% 以上 4.65625% 未満	100%	

(出所) 区分命令改正及び告示改正を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【1日】

なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第14回 ～情報連携（情報提供ネットワークシステム）の仕組み～

今回は、マイナンバー制度の基本となる①付番、②本人確認、③情報連携の3つの仕組みのうち、③情報連携について解説します。国や地方公共団体などの複数の機関間で、各々の機関にマイナンバーやその他の番号で管理している同一人の情報をひも付けし、相互に活用する仕組みとされています。また、情報連携は、「情報提供ネットワークシステム」を通じて行うこととされています。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20151201_010382.html

【2日】

資本バッファの告示

～【金融庁告示】D-SIBsのリストとバッファの水準は未定～

2015年11月26日、金融庁は、バーゼルⅢの資本バッファの導入枠組み（資本バッファ枠組み）を公表している。

資本バッファは、「資本保全バッファ」、「カウンター・シクリカル・バッファ」と「G-SIBs バッファ」又は「D-SIBs バッファ」という4種類のバッファを包含する。

資本バッファ枠組みの適用対象は「国際統一基準行」であり、2016年3月31日から実施される。

基本的には、国際合意をそのまま日本のルールに落とし込む内容となっており、サプライズはない。

ただ、G-SIBs バッファ及びD-SIBs バッファ、特に後者の「枠組み」が導入されていることの意義は小さくない。今後G-SIBs 又はD-SIBs に指定される国際統一基準行の資金調達行動に影響を及ぼす可能性があるためである。

今後の注目点は、早ければ年内に公表されるであろう、D-SIBs のリストとD-SIBs バッファの水準である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151202_010386.html

【7日】

D-SIBsのリストとバッファ水準の指定

～【金融庁告示】4社に0.5%のバッファを2016年から段階的に賦課～

2015年12月4日、金融庁は、国際合意に沿って、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）及び国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）を指定している。

G-SIBs には、三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループが指定され、それぞれ1.5%、1.0%、1.0%のG-SIBs バッファを適用する。

D-SIBs には、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、大和証券グループ本社、野村ホールディングスが指定され、それぞれ0.5%のD-SIBs バッファを適用する。

G-SIBs バッファ及びD-SIBs バッファの適用は、2016年から2019年にかけて段階的に実施される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151207_010400.html

【11日】

法律・制度 Monthly Review 2015.11

～法律・制度の新しい動き～

11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

11月は、日本郵政グループ3社が東京証券取引所に上場したこと（4日）、バーゼル銀行監督委員会が市中協議文書「TLAC保有」を公表したこと（9日）、自民党税制調査会が総会を開催し、平成28年度税制改正の議論がスタートしたこと（20日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20151211_010429.html

【21日】

100株単位移行、2018年10月1日が期限

～売買単位の統一へ～

2015年12月17日、全国証券取引所は、売買単位を100株に集約する時期を、2018年10月1日にすると発表した。

2007年以来、進められてきた上場株式の売買単位の統一は、最終段階を迎えることとなる。

100株と異なる売買単位（すなわち、1000株単位）の上場会社は、期日までに必要なコーポレート・アクション（1単元の株式数のくくり直しなど）を実施することが求められることとなる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20151221_010468.html

【24日】

CGコード開示の動向①「コンプライ・オア・エクスプレイン」の現況

～“comply or explain”：that is the question～

上場会社によるコーポレートガバナンス・コードに基づく開示情報を記載した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出が進んでいる。

東証1部上場会社による10月末までの提出分では、すべての原則を「コンプライ」しているとする会社は、38.2%であった。当初は、すべての原則を「コンプライ」しているとする会社が多数を占めていたが、秋以降、「エクスプレイン」を行う会社の割合も増加した。

もっとも、開示内容は、ほぼ同じであるにもかかわらず、一方は、「コンプライ」（としての開示）、他方は「エクスプレイン」（としての開示）という事例もある。その意味で、単純にコンプライ率のみを取り上げることは、ミスリーディングとなる危険性もある。

「エクスプレイン」の内容については、「コンプライ」のための対応を「実施予定」あるいは「検討中」とするもののほか、ほぼ「コンプライ」と同等の内容のもの、自社の個別状況を強調するもの、コーポレートガバナンス・コードの定める原則に対して反論するもの、なども見受けられた。

「コンプライ」としての開示については、（開示が求められる）いわゆる11の原則に加えて、任意で他の原則に関する自社の対応を説明している上場会社も、一部、存在している。中には、すべての原則について、説明を行っているものも存在している。

「エクスプレイン」としての開示、「コンプライ」としての開示、いずれについてもいえることだが、自社の対応を詳細に説明する上場会社がある一方、抽象的・表層的な説明にとどまるものもある。今後、「正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高い」（基本原則3）開示が、徹底されることが望まれる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20151224_010476.html

◇12月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日本経済新聞 (12月15日付朝刊15面)	時事解析 資産運用支援制度の課題	吉井 一洋
週刊エコノミスト (12月15日号)	証券界が見直し迫る上場株の「相続評価」	吉井 一洋
日本経済新聞 (12月17日付朝刊17面)	デリバティブ課税の問題点	吉井 一洋
日本経済新聞 (12月19日付朝刊21面)	マイナンバー制度	吉井 一洋
月刊BOSS (2月号)	マイナンバーの将来像	吉井 一洋

◇12月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
12月9日 掲載	コラム：民法（債権法）改正は、どうなる？ http://www.dir.co.jp/library/column/20151209_010406.html	堀内 勇世
12月21日 掲載	コラム：なぜ個人の株式保有比率は増えないのか http://www.dir.co.jp/library/column/20151221_010465.html	鳥毛 拓馬
12月29日 掲載	ダイワインターネットTV：2016年 動き出すジュニアNISA http://www.daiwatv.jp/contents/epre/special/prospect2016/20569-007/	鳥毛 拓馬